

一国両制下における統合

中国大陸と香港を中心に

竹内孝之

はじめに

本稿では、一国家二制度（以下、一国両制）が「統合なき統一」つまり不完全な統一であるとの前提に立ち、統一後の一国両制下における統合について考察する。統一とは対外的な主権（外交権）が一つの政府によって管轄される事であり、一つの主権国家となる事である。一方、統合¹⁾とは様々な国家機能の統合を指し、外交権以外の主権を統合することを指すと考える事も出来る。

主権国家のうち、内政主権も中央政府に集まっていれば単一制国家であり、内政主権の一部が地方政府にも存在する場合は連邦制国家となる。連邦制国家では、内政主権が分散しているために、連邦制国家においても各州（邦）の制度に相違が大きく、州際統合が浅い例もある。一方、主権国家間でも統合は可能である。その例が、自由貿易協定や関税同盟、通貨同盟などである。つまり、統合は主権国家内でも、主権国家間でも行われうるものと言える。

統合は、統一の意思がある主権国家間においては、その統一を促進しうる。ただし、統合は統一の必要条件ではない。つまり、統合を深化させても、当事者の意思が欠如すれば、統一にはなりえない。逆に外交以外の分野に関して統合を殆ど行わずに統一することも可能である。それが、香港返還であり、一国両制であると思われる。

植民地と本国の関係においても、主権と統合は全く異なる問題である。たとえば、返還前の香港と英国との間にも大きな制度的相違があった。地理的距離や経済・社会の相違が大きく、経済交流がさほど緊密でなければ、統合の必要性はない。だが、州際・地域間経済交流が極めて緊密で、地理的にも隣接している場合、経済制度や関連する法制度の統合の必要性は高まる。

今日の香港特別行政区（以下、香港 SAR）と中国大陸も経済交流は密接である。したがって両地域の制度を統合すること、つまり一国両制から一国一制への移行は、不可避ではないだろうか。確かに香港 SAR 基本法第五條が定める最低実施期間が終わる 2047 年まで、一国両制は名目上維持されるかもしれない。だが、その後は「一国一制」（単一制）への移行を妨げる要素はないと思われる。

ただし、国際環境の変化は両地域の統合を促し、50 年の一国両制の期限を前倒す可能

性が高い。現在、中国大陸は香港企業への優遇政策を実施しているが、WTO加盟後は地域貿易協定を締結しない限り、順次撤廃が求められる。従来、東南アジアを除く東アジア諸国は地域貿易協定(FTA、CU)を締結していなかったが、近年、東アジア・環太平洋諸国間のFTA交渉・検討が活発化し、地域貿易協定は不可避となった²⁾。香港・中国大陸がそれぞれ第三国とFTAを締結すれば、両地域間でもFTAを締結するのが自然な帰結と思われる。

従来は、研究者による両地域間の経済統合への言及は少なく、むしろ経済格差のため統合を不可能だとする指摘もあった。たとえば宋恩榮³⁾は次のように指摘する。中国大陸は自由貿易港香港とのFTAに利益を見出せないため、両地域間の経済統合は相互利益を生じない不適切な政策である。また関税同盟(以下、CU)には統一関税が必要だが、中国大陸の関税撤廃も、またSAR基本法の規定により香港の自由貿易政策廃止も不可能である。共同市場に必要な移民制限撤廃も、香港SAR基本法違反である。したがって宋恩榮は、経済統合について制度化の必要を認めず、むしろ実体経済に委ねるべきだと結論付けていた⁴⁾。

しかし2001年11月末、董建華香港特別行政区(以下、香港SAR)長官による中華人民共和国(以下、PRC)中央政府への中国大陸⁵⁾との自由貿易協定(以下、FTA)提案が明らかになった。経済統合の初期段階が政策化され、一国両制における統合を考察する必要が出てきた。そこで本稿では経済統合を中心に、統合とSAR基本法との整合性、統合による一国両制の変質、統合の利益に関する公平性(財界の利益と市民利益のバランス)などの問題を検討したい。

I 一国両制と統合

一国両制を巡り、連邦制との比較や「一国」と「両制」の優先順位が議論されることが多い。だが、本稿では統合概念の挿入により、一国両制の再評価を試みる。一国両制は当初、台湾との統一構想として提示され、鄧小平は公言できないとしながらも連邦制を意識したと述べたと言われる⁶⁾。しかし対香港に関してPRCは、一国両制が連邦制と異なり、「両制」も「一国」の範囲に限定されるとしている。本稿は、ひとまずPRCの公式見解を受入れる。その理由を現状説明から導き出した上で、一国両制および国際社会における香港の地位と、その整合性を検討したい。

1. 主権と二つの経済体制

連邦制⁷⁾とは中央・州(地方)の管轄を分けた国家体制を指し、一国両制と類似する。だが、連邦制では中央が対外主権を持ち対外政策を専轄し⁸⁾、州も国内政策に関する主権を持つため、中央政府による権限配分の変更が出来ない分散主権型国家体制である。一方、一国両制下における統合

一国両制下の SAR は中央議会（全国人民代表大会）が制定したと言う意味で、憲法的性質を持たない「基本法」⁹⁾により設置され（PRC 憲法第 31 条）、また PRC 憲法も SAR への具体的な権限を規定していないため、SAR に主権が分与されたと言えない。

香港 SAR 基本法は、外交（香港 SAR 基本法第 13 条）・防衛（同第 14 条）以外の行政権（同第 16 条）を与え、独自の関税・通貨・法制度および、中国大陸と別個の経済実体として経済社会分野の条約締結権・国際機構への加盟を認めている。だが、「両制」とは大陸と異なる経済体制の維持¹⁰⁾であり、香港の自主や中央からの分離は徹底されていない。中央が制定した SAR 基本法には、以下のように香港 SAR 政府の政策を拘束する規定もある。

財政政策：財政収支の均衡（第 107 条）、低税率（第 108 条）

金融政策：国際金融センターの地位を保持（第 109 条）、通貨発行銀行による預託金制度（第 111 条）、資金流動の自由を保障（第 112 条）

関税政策：法令による例外を除き関税徴収しない（第 114 条）

第 5 章「経済」第一節「財政、金融、貿易および商工業」では経済政策の基本方針を明記し、同第 3 節「海運」や第 4 節「民間航空」は SAR 政府の同分野に関する対外交渉が中央政府の授権に基づくと規定する。特許制度は SAR 政府が独自制定する（第 139 条）が、実質的な特許審査機関がなく、香港特許登録には英国、欧州、PRC（返還直前に追加）特許いずれかの先行取得が必要である¹¹⁾。このように経済制度を見ても中国大陸との分離より、現状維持が優先されている。

政治面から言えば、現行の一国両制と、香港の完全な自治・民主化（PRC 中央政府による介入の排除）は両立できない。現状では、香港政界の活動範囲は立法会（議会）に限られ、行政長官や局長級以上の官僚人事権は中央政府に掌握されている¹²⁾。つまり、香港は不完全な自治のみ享受する SAR（特別行政区）に過ぎない。首長（現在は SAR 行政長官）を民選化し、主要官僚人事権を中央が放棄すれば、中央政府の香港政治への介入は難しくなる。つまり、香港の民主化を進めれば、自治の完成度も高まると思われる。行政長官の民選化等による自治・民主化だけでは、「一国」の維持を脅かす¹³⁾とは考え難い。なぜなら日本の地方自治と大差がないからである。問題は政治制度自体よりも、「両制」にある。自立した政治が異なる経済・法制度を運営すれば、連邦制以上に分解（disintegration）が進む¹⁴⁾と、PRC 中央政府は恐れているのではないか。つまり香港における異なる経済制度の維持と、香港の完全な自治・民主化は排他的関係にあると言えよう。

また PRC 中央へ主権を集中する目的には SAR 基本法 23 条に示された香港における国家分裂・中央政府転覆活動の防止の他、民主化の抑制と財界主導政治の維持と、それによる経済・社会制度の変化の防止もある。英国植民地時代は英資財閥が英本国でのロビー活動を通して香港政庁に影響力を持っていたが、返還決定後は華資財閥が PRC 中央政府の政治的伴侶に選ばれた。PRC 中央政府は香港経済の脱植民地化を図る一方、民主主義より経済が優先されるべきとの見解や、中国大陸投資における利益において一致したからである¹⁵⁾。財閥首領らを中心とする財界人は天安門事件後に立法会の民選化について民主派と

妥協した¹⁶⁾こともあるが、安定を重視し、自治や分離に厳格ではない。また香港の経済制度の安定には、PRC 中央政府在「兩制」の経済的合理性を認識し、現状維持を図る政治的意図を持つことが必要である。ただ、香港財界と中央政府との間では返還前の基本法起草委員会などで利害調整を済ませており、中央政府の都合による制度変更は可能性が低い。

2. 香港 SAR の国際的地位と統合

して国際組織へ参加する領域 (territory) は海外領土や自治領として本土と区別され、植民地支配の正当性が失われた今日、その帰属は住民意志を反映する必要がある。

一方、PRC は香港を不法占領された自国領土の一部と見做し、民意を問わず返還を要求・実現した¹⁷⁾。しかし、PRC 国内での行政上の関係は曖昧である。香港からは広東省人民代表大会・政治協商会議代表が選出される一方、香港 SAR は広東省に属さないという矛盾した状況にある。また、深圳経済特区との根本的相違は経済社会状況と境界線だけである。さらに香港 SAR は関税徴収を原則禁止され (SAR 基本法第 114 条)、関税自主権も不完全である。そのため、香港・中国大陸では、深圳経済特区も WTO 加盟や FTA の締結が可能だと誤解するも経済学者もいる。

では香港の自治の不備が経済実体としての国際的地位に影響しないのは、なぜだろうか。第一に経済実体 (国際法上は「領域」) の国際参加は、国家と異なり、元々一定の制限がある。国際組織への加盟は規約で明記した場合に限られ、経済社会分野でも一部に過ぎない。香港は国際的交換性を持つ通貨を発行するが、加盟資格を主権国家に限定する世銀、IMF へは PRC 中央政府を通じた間接的な参加に留まる (表 1)。また、国家に属する領域は宗主国や中央に認められた範囲でしか活動できないため、その自主権には国家主権のような排他性が期待されていない。

第二の理由には旧宗主国英国や米国など、国際組織に大きな影響力を持つ主要国も香港 SAR の現状維持と中国大陸との分離を重視し、香港の GATT 加盟を支持したことが挙げられる。英国との共同声明 (1984 年) では香港の現状維持が確約され、香港 GATT 加盟 (1986 年) も英国のスポンサーシップにより行われた¹⁸⁾。米国も PRC・台湾と香港の APEC 同時加盟を促した。それは独立権を持つ他領域と比較しても香港は経済規模が大きく、政府の行

表 1 香港 SAR の国際組織 (政府間組織) への参加

	PRC を通じて参加	準加盟	加盟
普遍的	世銀、IMF、ILO、WHO、FAO、IAEA、ITU、UTU、WIPO、ICAO、Interpole*	IMO (国際海事機関)、WTO (世界観光機関)*	WTO、WMO (世界気象機関)、BIS (国際決済銀行)
地域的		ESCAP	APEC、アジア開発銀行

(注) * : 国連システム外の国際組織。

略語 : ITU = 国際電気通信連合、UTU = 万国郵便連合、WIPO = 世界知的財産権機関、ICAO = 国際民間航空機関、Interpole = 国際刑事警察機構 (ICPO)、ESCAP = 国連アジア太平洋経済社会委員会。

(出所) 香港 SAR 政府 Web サイトを参照にして、筆者作成。

表2 主要国際機関への加盟・準加盟領域

国際機関	海外領土	自治領	その他
WTO (世界貿易機関)			香港、マカオ(特別行政区) 台湾(国家承認されない領域)
WHO (世界保健機構)		ニウエ(NZ自由連合)*	プエルトリコ(米準州)、トケラウ諸島(NZ信託統治領)
WMO (世界気象機関)	英領カリブ、仏領ポリネシア、蘭領アンチル諸島・アルバ、ニューカレドニア(仏)		香港、マカオ(特別行政区)
ESCAP (国連アジア太平洋経済社会委員会)	米領サモア、仏領ポリネシア、ニューカレドニア(仏)	クック諸島、ニウエ(NZ自由連合)、北マリアナ諸島(米自由連合)	グアム(米準州)、香港、マカオ(特別行政区)

(注) 下線を引いたものは正式加盟、それ以外は準加盟(Associate Member)した領域を指す。NZはニュージーランドの略。以上の領域の他、ECがWTOやFAOへ正式加盟している。

*: WHOは領域に準加盟しか認めていないが、ニウエは正式加盟した。台湾も同様の扱いを求めている。

(出所) 各国際機関のWebサイトを参照し、筆者作成。

政能力も高いためである。最も加盟条件・交渉の難度が高いWTO(世界貿易機関)に加盟した領域は、台湾を除けば香港、マカオだけである(表2)。そのため、GATT/WTOでは香港の自治について法的な背景が細かく問題にされることはなかった。

香港には内政主権が欠如しており、PRCからの分離独立も禁止され、その独自の制度を維持することも50年間という期限があるため、中国大陸への統合は長期的に必然的であるといえる。だが、香港は領域として多くの国際機構に加盟し、またその独自の経済・法制度を加盟条件としているWTOの例もある。そのため、香港と中国大陸との統合は国際統合に準ずると思われる。国際関係論で言う統合とは各国が自発的に国家主権の部分的放棄・譲渡し、国家機能・機構の統合や国を隔てる制度の撤廃する過程や結果を指す。地方主権のない香港ではPRC中央政府による中国大陸の制度への変更や境界(第一線)開放も法的に否定できない。統合概念の適用には香港の自発的意志の確認が必要となる。では統合に参加する国・地域の意思はどのように確認するのか。EU諸国では国民投票により統合の是非を決定したが、香港ではこうした民主的な手続きによる確認手段がない。ただPRC中央政府は「両制」の「経済合理性」を認識し、また香港華人資本とも「一国」原則に関する対立はないため、破壊的な本土編入の可能性は低い。そこで「意志」を「需要」に置換えて、次章で検討することにした。

なお政治統合は政治分野(外交・安全保障など)の機能・組織統合と超国家組織の形成・発展に分類すべきである。前者は外部の脅威や当事者の強い統一志向がなければ難しい¹⁹⁾。後者は経済社会分野の統合深化に附随する課題で、性急な統合は混乱や統一後の負担を増す危険がある²⁰⁾。香港の場合、外交・防衛は旧宗主国または中央政府の管轄であり、政治分野の統合は想定されない。香港に権限のある経済社会分野の統合が当面の検討課題と言

える。ただし経済統合から政府機能の統合へ波及する可能性は、別途検討を要する。

今日の香港を見る限り、「両制」の経済合理性の変化を認知し、「両制」を超えた政策の必要性を香港の「意志」としてPRC中央に伝達できるのは香港華人資本しかない。仮に香港華人資本による経済統合の要請を頑なに拒んだ場合、PRC中央政府と香港華人資本との見解の相違として注目されるだろう。PRC中央政府は香港の民主化より、香港経済の安定や発展を一国両制の重点として強調してきた。そのため、香港財界と対立すれば、PRC中央政府には香港経済を支援する意志が欠如していると内外のマスコミなどに解釈される恐れがある。これは、PRC中央政府にとって好ましい事態ではない。したがって、香港華人資本が望めば、PRC中央政府は統合を拒否し難いと思われる。

3. 小 結

一国両制は連邦制よりも統合が浅く、香港が域内行政を管轄するが、主権は分散されず地域としての自治が不完全なばかりか、民主化も不十分でその政策や領域としての帰属に民意は反映されない。それは植民地であった香港の分離独立を防ぎ、またその現状維持に必要な処置であったと言える。だが、香港の分離と民主主義を押さえたことで、香港華人資本という政治的伴侶の経済的な要求を満たす必要も生じよう。元々、中国大陸との分離が不徹底な「両制」であるが、国際的には国に準ずる地位を認められ、経済的な理由から統合が行われる際には統合論により分析する余地があると思われる。ただ、これらの問題は将来の経済環境の変化を前提にしており、動的な分析が必要である。当初の一国両制のあり方と外部環境の変化については第2章で詳述し、統合に関する技術的な検討は第3章で行う。そして、民主主義の欠如が統合にもたらす問題は第4章で議論したい。

II 中港経済協力と外部環境

本章では中国大陸と香港の経済統合の必要性について、両地域の現状の経済協力および外部（国際）環境のいずれにあるのか分析を行う。

1. 中港経済協力の現状

香港SAR基本法は中央省庁・地方政府による香港SARへの介入を禁じている（同第22条）。中国本土では一部の地方指導者が中央の要職を兼務し、地方政府と中央政府の間には幹部クラスの人事交流が存在する。そこで中央政府（國務院）には香港・マカオ事務弁公室（以下、國務院港澳辦）が設けられ、その他の中央省庁および地方政府と香港SARとの関係を監督し、「門番」（守門員）と呼ばれている。次節で香港と中国本土との間における協力枠組みを紹介するが、その全てに香港・マカオ事務弁公室が関与して、省庁や地方政府が自らの利害から香港SARへ圧力をかけることを回避している。だが、中央の過

表3 香港と中国大陸との間における主な経済協力枠組み

成立・開始年	名称	所轄官庁〈各代表者〉	
		香港側	中国大陸側
1982年	粵港境界連絡制度	政制事務局〈同局長〉	広東省〈副秘書長〉
1990年	粵港環境保護連絡グループ	環境食物局 ⁽¹⁾ 〈同局長〉(現・環境運輸工務局)	広東省環境保護局〈同局長〉
1994年	クロスボーダーインフラ協調委員会 ⁽²⁾	規画地政局 ⁽¹⁾ 〈同局長〉(現・房屋規画地政局)	国務院香港マカオ弁公室香港経済司〈司長〉
1998年	広東省・香港協力会議	〈政務司長〉	広東省〈副省長〉
1999年	内地・香港SAR商業貿易連携委員会	工商局 ⁽³⁾ 〈同局長〉	国務院対外貿易経済合作部〈同副部長〉

- (注) (1) 当初「広東・香港環境保護連絡グループ」、「クロスボーダーインフラ協調委員会」の香港側担当部門は共に、規画環境地政局であった。2001年1月の政府機構改革により表記の通りとなり、さらに2002年7月の問責局長制導入により()内の通りとなった。
(2) 当初の名称は「(中英)中港クロスボーダーインフラ協調委員会」であったが、返還後の1997年10月に「香港・内地クロスボーダー大型インフラ協調委員会」へと変更された。
(3) 工商局は、2002年7月に工商科技局へ統合された。
(4) ほかに、「広東対香港給水業務年次会」や「大亜湾原発緊急時協力会議」などが設けられている。

敏な政治的配慮は、経済協力を停滞させる原因にもなっている。

両地域の政府は従来、マクロ経済協力を必ずしも重視せず、返還以前から実行された協力は境界管理、インフラや環境保護などの分野にかぎられていた。また、香港と中国大陸との境界に跨る道路整備などを管轄するクロスボーダーインフラ協調委員会を除くと、返還以前の協力枠組みにおける中国大陸側の当事者は広東省であった。また、クロスボーダーインフラ協調委員会の大陸側の所轄官庁は香港マカオ弁公室であった。つまり、中国大陸から見ると、香港と広東省との間における局地的な協力に過ぎなかった。

確かに、返還後は両地域間に積極的な協力もあった。「広東省・香港協力会議」(粵港合作聯席會議)である。特に通関政策では通関時間延長や24時間通関、「一地両検」²¹⁾等、活発な政策議論が行われている。国務院港澳辦は同会議に高官を出席させる他、平常時の香港SAR・広東省間の政策協力も監督する。そのため中央政府管轄の通関政策までも同会議で議論できた。だが、やはり同会議の議題は香港と広東省・深圳の問題に限定される。

香港SARとPRC中央政府による包括的経済協力体制として「中国大陸・香港特別行政区商業貿易連携委員会」²²⁾(以下、連携委員会)が1999年に出来た。(PRC中央の)対外経済貿易経済協力部と香港SAR工商部の幹部が、年に1度会合を持つ。下には、貿易、投資、経済協力²³⁾、技術貿易及び条約・法律の4小委員会が設置され、そこで両地域が直接連絡をとりながら不定期会合も開いている。特に貿易小委員会は、連携委員会本会議と別に第2、4、6回会議を行った(表4参照)。ただし常設機構はない²⁴⁾。連携委員会では経済政策・情勢に関する意見交換や既存政策の調整のみ行われ、経済統合も含めて新規政策の提案や議論は避けられた。連携委員会貿易小委員会第三次会議(2000年12月4-5日)の中国大陸側の責任者、王暉対外経済貿易協力部台港澳司長²⁵⁾はかつて兩岸四地のEUモデルによる

表4 中国大陸・香港特別行政区商業貿易連携委員会 各回の開催時期・開催地

開催時期	本会議	貿易小委員会	他委員会	開催地
1999年11月8～9日	第1回	第1回	第1回	北京
2000年3月28～29日		第2回		香港
2000年12月6～7日	第2回	第3回	第2回	香港
2001年9月27～28日		第4回		深圳
2001年12月4～5日	第3回	第5回	第3回	北京
2002年9月13日		第6回		香港
2002年11月28～29日	第4回	第7回	第4回	香港

統合に言及したが、同委では香港と中国大陸の統合に触れなかった²⁶⁾。

従来、PRC中央政府は大陸と香港との官僚同士の接触に過度な制限するなど、中国大陸と香港の経済協力を阻害したが、また香港SAR官僚の消極さも指摘されている²⁷⁾。香港・広東省の経済関係が補完から競合へ変化し、両地域の協力による地盤低下を香港SAR官僚は懸念している。特に深圳と香港が同様に産業高度化を図り、企業誘致や人材確保で競合している。広東省での交通インフラ整備も同様に、香港の中継機能を弱める恐れがある。また、香港人による深圳での消費をめぐって、促進のため24時間通行を求める深圳市と、抑制を求める域内小売業界の圧力により陸路出境税を検討する香港SARが対立した時期もあった²⁸⁾。経済協力の遅れに対する批判は主に広東省や深圳市から出ているが、香港では当面必要な協力が滞ったと考えられていない。香港域内や、PRC中央政府・中国大陸と香港の関係から両地域の経済統合の必要性は見出し難い。

2. 東アジア地域主義とPRC・香港

経済統合の直接的なきっかけは、PRC国外に求めるべきであろう。

従来は香港は地域統合に否定的で、ニュージーランドからのFTA交渉の申入れにも及び腰であった。対日FTAにも董建華SAR長官が来日時の記者会見(2000年3月16日)で、多国間交渉を重視し、慎重な態度を示した²⁹⁾。さらに同11月任志剛(Joseph Yam)金融管理局総裁が「地域主義はグローバリズムが生む問題の解決方法にならない。地域協力を講じれば同時に世界標準と合わない地域標準ができる。極めて危険だ。」と述べた³⁰⁾。

1990年代初期までAFTAを除き、東アジア諸国は経済統合を考慮せず³¹⁾、世界の主要国・地域のうち、日韓中台港の5カ国・地域のみがFTA未参加であった。その背景は米国を主な輸出市場とし、東アジア地域主義に対する関心が不十分だったことにある。だがEU統合の進展した他、米国が地域主義重視への転換、ラ米を含む米州自由貿易圏(FTAA, Free Trade Area of Americas)の提唱、APEC機構化を主張した³²⁾。これに東アジア諸国が刺激され、AFTAやASEAN+3体制の形成を促した³³⁾。1990年代後期には日韓・シンガポールなど域内先進国が二国間FTAの検討や交渉を始めた。

一方PRCは2000年11月に対ASEANFTAを提案した。この時は、ASEAN側逆提案のASEAN+3検討が決まったが、改めて翌年ASEANとFTA検討で合意した。仮にこのまま

であった場合、PRC（中国大陸）と第三国の FTA により香港・中国大陸間の関係は相対的に疎遠化する恐れがあった。現在も中 ASEAN あるいは ASEAN+3 の FTA には香港の参加問題が残っている。

先進国の関税水準は相当低下したが、FTA には関税率低減による静態効果の他、企業の国際活動の活発化や生産性向上など動態効果も期待される。今後も動態効果を高めるため租税、投資、通関手続、政府調達、標準認証、知的所有権などの協力と組合せる必要があり³⁴⁾、これに遅れると香港は国際貿易・投資センターから脱落する恐れがある³⁵⁾。

一方、自由貿易港香港との FTA は相手国にメリットがなく、この点を香港が FTA に乗り出せない原因とする見方もあった³⁶⁾。だが FTA は多角的な協力と組合せられ、関税効果だけで判断すべきではない。2000 年 3 月に日本が、同 8 月にニュージーランドが香港に FTA を提案したが、当初、香港は消極的な反応を示し、正式な交渉に至らなかった³⁷⁾。最大の原因は香港の地域経済統合に対する過去の固定観念にあらう。近隣諸国が方針転換した今日、香港も追随を余儀なくされよう。

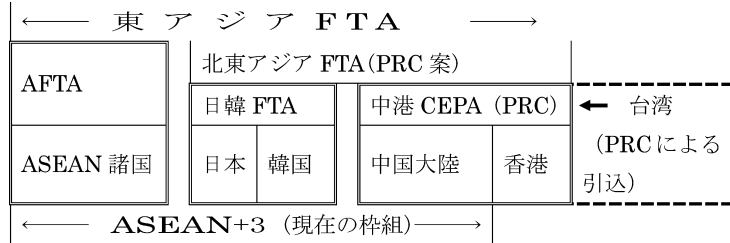
FTA を不可避と捉えれば、PRC 中央政府は対香港 FTA 締結には政治的メリットを見出せる。ASEAN+3 の東アジア地域の包括的 FTA への発展が期待されるなら、香港の他、台湾の参加問題も不可避である。台湾は李登輝政権時代に AFTA 参加を含めた ASEAN 加盟を南向政策の一環として希望した³⁸⁾。パナマとの FTA が 2004 年 1 月に発効したが、他はシンガポール、ニュージーランドとの交渉が進展せず、米国・日本とも検討中に留まっている³⁹⁾。陳水扁政権には中国大陸と FTA を締結し、経済的接近と政治的対等性の確認を両立する戦略もあった⁴⁰⁾。一方 PRC 中央政府は台湾の ASEAN+3 参加資格・地位への「一国兩制」・「一中」原則の反映、つまり香港と同様な PRC 国内の独立関税地区・経済実体と定義することを望むであらう。仮に兩岸 FTA を先行締結すれば香港経済へ打撃を与えて一国兩制の経済的評価を下げ、また兩岸 FTA から中華経済圏の制度化を始めると台湾を一国兩制に組入れ難くなる。逆に対香港・マカオ FTA を先行させて台湾の加盟を促す方が「一中」原則を承諾させ易く、PRC には好都合となる。

PRC は一度、陳水扁政権の統合案を受け、EU モデルは兩岸四地に適用可能と応じた⁴¹⁾が、対香港 FTA 交渉の公表後、龍永図対外貿易協力部副部長は対台湾 FTA が政治的に困難だと述べた⁴²⁾。PRC 中央政府が FTA の政治的問題を意識したのは最近のように思われる。台湾が第三国との FTA により中国大陸への依存を軽減する戦略を持つため、PRC は香港の ASEAN+3 への参加形態も明確化する必要がある。選択肢は 3 つ考えられる。

- (1) 中国大陸と無関係のまま、完全に個別参加
- (2) 先に中国大陸と FTA（中港 CEPA）を締結し、これを AFTA や日韓 FTA と事実上連結
- (3) 香港は ASEAN+3 の直接参加せず、PRC 中央政府が締結した協定を香港に適用

(1) では台湾も個別参加する恐れがあり、中港 CEPA に台湾を引込み難くなる。(3) は PRC 中央政府が香港 SAR 政府の意向を確認すれば可能（香港 SAR 基本法第 153 条）と思え

図1 PRCと東アジアのFTA枠組



るが、内外経済政策に関する香港 SAR の自主権を定めた他の条項や、WTO が独立関税地区に求める条件に抵触する⁴³⁾。残る (2) が PRC には無難と言える。だが ASEAN+3 は AFTA 以外に次地域統合枠組がなく、北東アジア 3 カ国 (日韓中) が個別参加せざるを得ない。そこで中港 CEPA と日韓 FTA を連結し、北東アジア FTA を形成する必要がある (図1 参照)。その意味で中港 CEPA は PRC の FTA 戦略において重要な一歩と言える。

3. WTO と中港通商関係

WTO 加盟は PRC の対香港通商政策に変更を迫るはずである。従来 PRC は香港・マカオ、台湾との通商関係を「特殊な国内」通商関係と定義し、外資と並び「特殊な国内」三地域の企業へも優遇処置を実施した。だが WTO では外資への国民待遇が要求されるため、優遇政策を撤廃する必要がある。ところが WTO 加盟承認後、PRC は台湾・香港を巡り矛盾した態度を示した。台湾企業の扱いは WTO の規定に基づくと、國務院台湾事務弁公室新聞局長張銘清が発言し⁴⁴⁾、香港企業への優遇は「内部問題であり、今後も継続される」と朱鎔基首相が発言した⁴⁵⁾。PRC は「西部大開発」向けの外資優遇政策を新設しており⁴⁶⁾、後者の動きも PRC が単に WTO 譲許の趣旨を軽視したと解釈できなくはない。だが、前者では WTO 規則を強調している。後者は、その 2 週間後に公表された対香港 FTA 構想を示唆していたと思われる。後述のように背景には香港財界 (特に香港総商会) の要望があった。

なお WTO 体制における中国大陸と香港の関係は、PRC の「本土関税領域」と「独立関税地域」である。両地域とも地域貿易協定 (FT、CU) を組織しうる「関税地域」(1947 年 GATT 第 24 条 1 項、同 8 項) であり、SAR 基本法違反の恐れも無い (次章参照)。ただ地域貿易協定は WTO/GATT 規則に沿った国際条約である。両地域間の FTA は一国の中央政府と地方 (SAR) 政府が対等な立場で結ぶ、特殊な事例となる。PRC が同国の一地方と見なす台湾では、これの問題を逆手にとる外交戦略 (「大胆西進」政策) も議論されており、PRC は警戒せざるを得ない。そのため、当初 CEPA は「FTA に類似した処置」とあいまいに表現され⁴⁷⁾、後の交渉でも一国兩制の遵守が再三強調された。

4. 小 結

香港に限らず、北東アジア諸国がFTA推進へ方針転換した主な理由は国際環境の変化である。純粋な国内要因だけではない。中華圏の地域間関係の円滑化に役立った政経分離はFTAにより意味を失、PRC中央政府はFTAを前提とした秩序の構築を迫られよう。一方で、FTAはPRCのWTO加盟後も香港との通商関係を特殊化させ続ける手段としても機能しうる。ただ、FTA自体の多機能化に加え、第三国とのFTAは中華圏の地域間FTAを陳腐化させるため、経済統合によって中華圏の求心力を維持するためには、統合の深化（FTA以外の統合）が必須といえよう。ただし、PRC中央政府は、台湾政策上の政治的都合から、香港SARにFTAを押付けることはなかった。

III 一国両制下の統合

では、現行の一国両制では、どの程度まで統合が可能なのか。また主権国家内部の領域間の統合は主権国家間の場合と異なる点はないのだろうか。

経済統合では、競争激化や経済環境の変化に対する懸念の他、統合当事国の主権に対する固執が大きな阻害要因になる。B.バラッサは経済統合を容易な順に（1）貿易・関税、（2）生産要素（労働力、資本）の移動、（3）経済政策（財政、金融政策、通貨）、と分けて議論している。（1）ではFTAやCU⁴⁸、CUと（2）の実施により共同市場、さらに（3）の実施により経済同盟が成立する。経済政策と法律は密接な関係するため、政策実行および決定過程の統合には法制度・立法制度の統合が不可避である。特に最終段階の「完全な経済同盟」では各国間政策調整の煩雑さを解消するに超国家（supra-national）機構の設立も必要となり、さらに経済統合の完成後には連邦制（政治的統一）の必要性もB.バラッサは示唆している⁴⁹。

本章は現行の香港SAR基本法を所与条件とする。その理由は、香港で別個の経済制度（「両制」）と政策運営を維持する「経済的合理性」への認識と政治的意図がPRC中央政府に見られるためである（本稿第1章第1節を参照）。また、香港側が「経済的合理性」を理由として統合を求めても、SAR基本法改正は難しい。SAR基本法は香港の人権や民主制度とも関連があり、また香港域内の意思決定過程で混乱を起こす可能性もある。そうなれば、海外の一国両制への評価を下げ、香港の経済優位にも悪影響を及ぼす恐れがある。したがって以下では、変動要素を「経済合理性」の変化に限定し、その可能性と基本法との整合性を検証する。

1. 貿易・関税分野の統合

自由貿易港として知られる香港は1986年に独立関税地域⁵⁰としてGATT加盟、1995年

にはWTO原メンバーとなった。返還後も香港は関税を徴収せず（第114条）、独立関税地域・WTOメンバーの地位を維持し（第116条）、PTA（特惠貿易協定）⁵¹⁾や繊維貿易協定⁵²⁾の締結・参加も可能である（第116条）。FTAはGATT/WTOにおいて、関税を含む実質的に全ての貿易障壁を取り除くという条件によって例外的に認められたPTAである。FTAもPTAの一種であるため、合法と言えよう。

問題は、香港での関税徴収の原則禁止である。FTA締結では相手国・地域（中国大陸）の対香港関税を撤廃し、関税同盟では相手国・地域（中国大陸）も香港同様な対外関税の撤廃しか行えない。香港との地域貿易協定は一方の当事者である中国大陸の利益を生まざり、相互利益に叶わない不適切な政策とされた⁵³⁾。ただし関税同盟とは関税制度の共通化であり、基本法違反となる関税行政組織の統一や国境・境界の関税検査撤廃とは異なる。

だが、経済上の肯定要素もある。香港から中国大陸へのモノの移動（輸出）は比較的自由化しやすい。第一の理由は香港製造業の珠江デルタ移転にある。移転は中国本土の経済成長を促す投資であり、また香港では産業高度化の失敗と重なり空洞化が起こったため、香港製品の大量流入は有り得ない。また農業産品流入の恐れも皆無である。さらに胡鞍鋼は、中国大陸の平均実行関税率（1998年で2-3%）と名目関税率（同17.9%）は大きく懸離れ、根本的な問題は関税行政の一貫性・透明性の欠如にあり、貿易・関税制度改革を行えば香港および北東アジア三カ国によるFTA締結は可能と指摘している⁵⁴⁾。

またWTOではGATS（サービス貿易に関する一般協定）も加わり、（GATS上の）FTAにおいて香港は第三国・中国大陸に対して域内サービス市場の開放を提示し、相互利益の実現が可能になった。GATS上のサービス貿易には投資・人の移動を伴う形態も含む。CEPA交渉では投資協定も制定するが、香港は既に多数国⁵⁵⁾と投資協定締済みであり、また人の移動自由化は自由通行を意味せず、経済的理由による制限の撤廃だけなので、基本法との整合性は問題ない。

ではCEPAでは香港の自発的意志が尊重されたのだろうか。アジア通貨危機後の1997年秋にPRC中央の対外貿易経済協力部は香港経済支援のためFTAを検討した。香港の反応が芳しくないため撤回された⁵⁶⁾。しかし2000年初め、香港総商会（HKGCC, Hong Kong General Chamber of Commerce）⁵⁷⁾はPRCのWTO加盟が香港企業に与える影響を業界別にまとめ、多数の業界から外資優遇政策撤廃への懸念と、代替策としてのFTA締結を提案した⁵⁸⁾。香港総商会は董建華SAR長官へ同報告を提出し、また同幹部が数回にわたりPRC中央にも要望を伝えた⁵⁹⁾。その結果、2000年11月の董建華SAR長官はPRC中央政府にFTAを提案し、中央政府も香港支援策と位置づけて、中国大陸の経済的利益に関わらず前向きに検討する意思を表明した⁶⁰⁾。

2. 生産要素の移動自由化

生産要素の移動うち、資金移動は通貨問題であるため、次節で扱う。

労働力の移動には社会問題の側面が大きい。大きな経済格差は大量の移民を招き、労働

力の最適配分よりも、むしろ深刻な社会・政治問題を生む恐れがある。税関は違法物品の国際移動に対して抑止効果がある。欧州統合でもモノ・人の移動自由化（出入国管理および税関審査の撤廃）は経済統合と別にシェンゲン協定で実現された。欧州市場統合ではモノの規格や教育（学歴）・職業資格の統一・相互認証が主要課題となった。香港・中国大陸でも規格・資格の相互認証は今後の進展の余地が大きい。

人の移動も徐々に制限が緩和されている。回郷証発行により香港居民は比較的簡単に中国本土へ行ける。中国大陸居民にも事前資格審査による通行手続きの簡素化が検討中である。また香港・深圳間の24時間通行への期待も大きく、年々徐々に通行時間は延長されている。現在、香港は1日150人の大陸居民の移民を受入れ、2000年合計では5万7,530人であった⁶¹⁾。これと別に不足するハイテク技術者を中国大陸から受入れる（「内地優秀人材導入計画」[引進内地優秀人才計劃]）も1999年から始まった。今後、規格や資格の相互認証が期待されるが、無制限な労働力移動の自由化は難しいと思われる。

3. 経済同盟（財政・通貨統合）

特に主権と関連の強い財政統合はEUも達成していない。香港 SAR 基本法 106 条は香港と PRC 中央の財政統合を事実上禁じた。また金融・通貨統合も主権や財政統合と関連が強く、B. バラッサは難易度を高く見ている。特に単一通貨導入と欧州中央銀行⁶²⁾ 設立を伴う欧州通貨統合は困難を極めた。香港 SAR 基本法は EU 型通貨統合を事実上禁じている⁶³⁾。

返還前から香港ドルの廃止（人民元へ切替え、もしくは吸収統合）は疑われてきた。例えば米国の M. フリードマン（Milton Friedman）は PRC が一国二通貨や香港ドルに対する人民元安を快く思わず、返還後 2 年で香港ドルを廃止すると予測した⁶⁴⁾。だが PRC 中央政府は欧米と違い、PRC 中央は通貨（人民元）と主権の關係に固執していない。1980 年代の「特区通貨」構想は、それを裏付ける。1981 年に深圳市党委員会が発案し、1984 年には鄧小平や國務院の同意を得て特区紙幣・硬貨の図案まで作成した⁶⁵⁾。「特区通貨」には深圳での香港ドル流通を防止する役割が期待された。だが当時、人民元と外貨の直接交換を避けるため外貨兌換券も存在し、通貨制度の更なる複雑化への懸念から「特区通貨」発行は見送られた。現在も香港ドル流通が黙認され、むしろ相互流通を前提に人民元・香港ドル決済制度の整備が PRC 国営商業銀行⁶⁶⁾ の中国銀行を中心に進められている。PRC 中央政府が主権の象徴として人民元を香港に押付け、香港ドルを廃止することを望んでいるとは思えない。

ただ当時人民元の早期自由兌換化を想定し、香港ドル廃止が混乱を生む可能性を否定した点で M. フリードマンは、一般的な悲観論とは異なる。香港金融管理局は人民元の自由兌換化は香港ドル存続の脅威ではないと主張しているが、人民元の自由兌換後、香港ドルの存続意義が失われるという見方は返還後の香港で広がりつつある。M. フリードマンと親交が深い張五常（Steven Chueng）香港大学名誉教授は 2001 年 11 月のシンポジウムで人民

元が自由兌換後1年以内に世界主要通貨の一つになると予測し、その場合「香港ドル・マカオパタカを廃止し、人民元へ移行すべき」と発言した⁶⁷⁾。2002年6月には東亜銀行の李國寶会長が「2047年まで香港ドルは使用可能だが、2020年には既に皆が人民元を使うだろう」と述べた⁶⁸⁾。東亜銀行は香港最大の華資銀行で、その中国大陆業務拡大が彼の発言の背景にあると思われる。一方で、香港ドル廃止を非現実的とする論調は、人民元の自由兌換性の欠如を指摘する。つまり香港金融管理局を除き、人民元の自由兌換化と香港ドル存続意義の低下を関連付ける点で両論調は一致している。双方の相違点は人民元の自由兌換化の難度と実現時期の評価にある。

では法的に一国兩制と通貨統合は両立できるだろうか。バプティスト大学経済学系教授の曾樹基 (Shu-ki Tsang) は、予見可能な将来では現状維持が最も現実的だが、兩岸四地の通貨統合形態として次の3つを提示している⁶⁹⁾。

- (1) 人民元を米ドルにペッグした上で香港ドルを人民元にペッグする
- (2) Chino と仮称した決済単位を設け、各通貨がこれにペッグする
- (3) 香港ドルを廃止し、人民元もしくは上の Chino に置換える

(2) は通貨統合に新台湾元も含めた選択肢と思われる⁷⁰⁾、張五常とも一致する (3) は基本法の改正を伴う。ここでは基本法に抵触せず、同様な議論も多い (1) を中心に議論を進める。

香港 SAR 基本法 111 条は香港ドル発行準備金の預託を義務づけるが、金種の規定はない。同様の規定 (澳門 SAR 基本法第 108 条)⁷¹⁾ を持つマカオでは、同パタカ準備金が香港ドルとされている。つまり香港ドルを人民元ペッグしても「兩制」と矛盾しないはずである。ただ香港の国際金融センター機能への悪影響を避けるには米ドルを準備金とした人民元発行 (「人民元の香港ドル化」) が有効とされる⁷²⁾。だがペッグだけでは通貨統合に至らず、地域を跨ぐ人や商取引には実質的なメリットがない。

現在、中国大陆の一部 (深圳) やマカオでは、香港ドルによる通貨代替が見られる。マカオの M1 の約 3～4 割、M2 の 5 割以上を香港ドルが占め (表 5 を参照)、また商取引での同パタカ決済を法令で義務化しても香港ドル決済を排除できなかった⁷³⁾。香港ドルはマカオパタカの存在意義を大きく低下させている。一方、人民元と香港ドルは法的な支持がな

表 5 マカオの通貨供給量 (単位: 100 万パタカ)

	1997 年	1998 年	1999 年	2000 年	2001 年
M1 (現金 + 普通 / 当座預金)	5483.7	5581.4	5363.2	4945.4	5916.7
マカオパタカ	3574.7	3456.8	3670.7	3178.5	3522.7
香港ドル	1855.2	2064.8	1652.3	1698.6	2329.6
その他通貨	53.7	59.8	40.3	68.4	64.4
M2 (M1 + 定期預金)	78357.5	80700.2	86096.3	84917.9	91550.0
マカオパタカ	24179.8	24863.5	27950.1	23220.6	26107.1
香港ドル	41599.0	42860.8	44122.6	44506.4	46906.7
その他通貨	12578.8	12975.9	14023.6	17190.9	18536.2

(出所) マカオ SAR 統計暨普查局 Web サイト (<http://www.dsec.gov.mo/html/Chinese/indicadores/moeda.html>)。

表6 人民元・香港ドル・マカオパタカの関係

	人民元	香港ドル	マカオパタカ
1 US ドル	8.3 元 (管理フロート制)	7.8 HK ドル (ベッグ)	(8MOP)
100 香港ドル	(106.4 元)		103.2 MOP (ベッグ)

いまま相互流通している。香港ドル発行額約3割が中国大陸で、人民元も相当額が香港・マカオで流通している。価値の差も最大の香港ドルと人民元で6%に留まる(表6参照)。

したがって香港ドル・人民元相互流通の法的保証であれば、現状の追認であるため実現容易かつ香港 SAR 基本法とも整合する。歴史上の通貨同盟では各国通貨の相互流通と各国中央銀行間決済を取決めただけで⁷⁴⁾、金融通貨政策は各国に主権が分散のまま統一的な意思決定が困難で短命な例が多い。だが香港の政治主権は既に PRC へ統一され、政治・法的な障害は少ない。安定的かつ自由兌換可能な人民元の実現こそが必要条件と言える。

4. 小 結

以上の検討から一国兩制下でも経済統合の進化は一定程度なら可能だと思われる。ただし EU のような行政機関の統合を伴う共通通商政策や中央銀行創設は SAR 基本法に違反する。また中国大陸から香港への労働力移動の自由化は通貨統合よりも難しい。バラッサ説の難易度と逆である。

ただ、以上の議論は現行 SAR 基本法を前提として、SAR 基本法改正が不要で、経済合理性のみで実行可能な統合を取上げた。だが政治状況が SAR 基本法改正を許す、あるいは経済が逼迫して経済統合が不可避となれば、より高度な統合にも可能性が出て来よう。

IV 統合の現状：中港 CEPA の問題点

1. 中港 CEPA の経緯と狙い

既述のように中港 CEPA は中国 WTO 加盟対策として香港総商會が要望したものである。公表直後の正式交渉開始は両政府で事前に水面下の交渉があったことを匂わせるが、事情は極一部のみ知られ、公開後に安民 MOFTEC 副部長 (PRC 中央) が FTA 構想を否定するハプニングも起った。一方、香港では政府・研究機関による事前検討はなく、政策議論は財界の業界別意見集約のみである⁷⁵⁾。正式交渉前 (2001 年 12 月 26 日) にマカオも事実上参加表明したが⁷⁶⁾、実際の交渉や締結は PRC 中央政府と個別に行った。政治的配慮から当初は「FTA に類する」構想と呼称されたが、2002 年 1 月の第一回交渉で CEPA (内地・香港経済緊密化処置) と命名された⁷⁷⁾。香港ニュージーランド間の “Closer Economic Partner” (FTA レベル、交渉中) に似た名称である。内容でも中港 CEPA はモノ (GATT)・サービス (GATS) の FTA・投資協定を含み、先進国間と同様な FTA を目指すものとされた。

表7 中港 CEPA 関連日程表

時 期			事 項
年	月	日	
1997			アジア通貨危機後、対外経済貿易協力部（以下、MOFTEC）に「深圳・香港・マカオ FTA」構想があったが、香港の賛同を得られず（対外経済貿易大学の張漢林教授による）。
2000			香港総商会『中国 WTO 加盟の香港企業への影響』と題するレポート作成、董建華香港 SAR 行政長官に提出。その中で中国本土との FTA 締結の必要性を主張。
2001	11	22	香港総商会の代表が董建華 香港 SAR 行政長官と面談。香港・中国本土 FTA 締結を要望。
		28	中国政府に香港・マカオ・台湾自由貿易協定に類する構想があると報じられる。
			龍永図 MOFTEC 副部長（WTO 加盟交渉団代表）、董 SAR 行政長官による FTA に類似する提案を明らかにする。マカオの参加は可能、台湾は政治的に難しいと発言。
		29	龍永図 MOFTEC 副部長、香港総商会の昼食会にて FTA にマカオも含む事を示唆。
	12	3	梁錦松財政司長が立法会において、中国との FTA には 10 年を要しないと発言。
		5	安民 MOFTEC 副部長が香港との FTA 構想に関して「聞いていない」と否定 ⁽¹⁾ 。
		19	董 SAR 行政長官が北京を訪問。初めて本人が FTA 類似構想について発言。江沢民国家主席、朱鎔基首相らの賛同を表明。
		20	深圳市長於幼軍が、深港自由貿易区の設立を支持する発言。
		26	何厚鐸マカオ SAR 長官、中国、香港、マカオによる FTA を支持。
2002	1	25	北京にて第一回交渉が行われ、FTA の公式名称を「内地・香港経済緊密化処置」（内地與香港更緊密經貿關係安排、“Mainland/HK Closer Economic Partnership Arrangement” [CEPA]）と決める（香港代表者は梁錦松財政司長、内地代表は安民 MOFTEC 副部長）。
		29	梁偉発広東省対外経済貿易庁長、第 9 期広東省人民代表大会第 5 回会議にて、中央政府より広東・香港 FTA の許可を求める旨を表明。
	2	16	朱鎔基首相が深圳・香港の「経済統合」 ⁽²⁾ を検討と、報じられる。
	3	5	全国人民代表大会にて広東省・香港・マカオ選出代表らが粵港 FTA を提案と報じられる。
		27	香港にて「内地・香港経済緊密化処置」第二回交渉が行われ、物品貿易での香港原産地規則採用と、3 分野（原産地規則・サービス貿易・貿易投資簡便化）専門家会議設置で合意（双方の代表者は、第 1 回交渉時と同じ）。
	5	31	6 月 9-10 日に「内地・香港経済緊密化処置」第三回交渉を北京で開催と発表
	6	5	事前協議難航のため、「内地・香港経済緊密化処置」第三回交渉の延期を発表
2003	6	31	CEPA 調印
	9	29	CEPA 付属文書に調印（関税撤廃品目・CEPA 適用およびその申請の詳細などが確定）
2004	1	1	CEPA 発効

(注) (1) 「中央で誰かがそんな話をしたとは聞いていない」、「龍永図は（WTO 加盟）交渉団代表だ。彼が何を言ったか私はよく知らない。彼はまだ北京に戻っておらず、彼の話した事は聞いていない」との発言が引用された。中国系の香港商報や中国新聞社は安民が龍永図発言を否定した箇所を省いて報道した。

(2) 中国語では「整合」ではなく、「一体化」と記載されていた。

(出所) 『文匯報』Web サイト (www.wwpnews.net)、香港 SAR 政府新聞公報 (<http://www.info.gov.hk/gia/>)、新聞データベース「Wiseneews」(www.wiseneews.net) より検索。

表8 選挙委員会各業界・分野毎の董建華非推薦者⁽¹⁾数と定員（ ）内は定員

業界・分野	人数	業界・分野	人数	業界・分野	人数
郷議局	0 (21)	不動産／土地開発	0 (12)	高等教育	4 (20)
農・水産業	0 (40)	旅行業	0 (12)	ホテル業	0 (11)
保険業	0 (12)	商業第1	1 (12)	飲食業	0 (11)
運輸業	0 (12)	商業第2	0 (12)	漢方医	0 (20)
教育	10 (20)	工業第1	0 (12)	香港雇主連合会	0 (11)
法曹界	7 (20)	工業第2	0 (12)	香港／九龍地区各区議会	0 (21)
会計士	0 (20)	金融業 ⁽²⁾	1 (12)	新界地区各区議会	0 (21)
医師	2 (20)	金融サービス業	0 (12)	香港中国企業協会	0 (11)
衛生サービス業	0 (20)	体育／芸術／文化／出版業 ⁽³⁾	1 (40)	全国政治協商会議代表 ⁽⁴⁾	1 (41)
エンジニアリング	5 (20)	貿易業	0 (12)	全国人民代表大会代表 ⁽⁴⁾	1 (36)
建築／測量／都市企画業	2 (20)	紡績アパレル業	0 (12)	立法会 ⁽⁵⁾	24 (60)
労働組合	5 (40)	流通業(卸売・小売業)	0 (12)	宗教 ⁽⁶⁾	1 (40)
社会福祉	16 (40)	情報技術産業	2 (20)	合計	83 (800)

(注) (1) 「非推薦者」とは、董建華 SAR 行政長官 2 期目の立候補推薦をしなかった委員を指す。

(2) 金融業の非推薦者は海外滞在中、FAX でのみ支持表明した。

(3) 「体育／芸術／文化／出版業」の定員は各分野毎に 10 名。非推薦者は芸術選出者。

(4) それぞれ代表とは香港選出代表を指す。

(5) 立法会の非推薦者の内訳は民主党 11 前線 2 など。

(6) 定員内訳はカトリック 7、イスラム 6、プロテスタント 7、道教 6、儒教 7、仏教 7。非推薦者はカトリック。

(出所) 「董建華提早昨天連任」『信報財經新聞』(香港) 2002 年 2 月 20 日。

香港 SAR 選挙管理委員会 Web サイト (<http://www.info.gov.hk/eac/ch/ecse/function.htm>)。

単純な両地域間貿易は問題が少ないが、第三国も絡む原産地規則が難題となる。厳密過ぎれば中継貿易港香港の魅力を損ね、逆に不十分なら第三国製品が中国本土に押寄せられる恐れがある。中港 CEPA の最重要項目は GATS 上の FTA である。香港総商会は中港 CEPA を資優遇の代替処置と位置づけ⁷⁸⁾、当初、PRC の WTO 譲許による一部のサービス部門の開放が始まる 2003 年に間に合うよう 2002 年中の CEPA 締結を望んでいた。つまり、香港企業に限定した中国大陸のサービス市場の早期開放を求めたのである。だがサービス貿易や投資でもサービス供給・投資者の地位、つまり香港企業の定義が問題となる。定義が緩やかだと第三国企業に対する香港企業の優先が損なわれ、厳密過ぎれば多国籍企業の地域総括本部立地条件を損ねて香港の地位低下を招く恐れもある⁷⁹⁾。

2002 年 3 月の CEPA 第二回交渉では具体的な成果が発表されず、懸案の原産地規則は香港税関の基準を土台した研究の継続に合意し、第三回交渉は同 5 月末の予定とされた⁸⁰⁾。だが 5 月末に 6 月 9-10 日へ小幅延期が発表され⁸¹⁾、再び 6 月 5 日に無期延期された⁸²⁾。原産地規則や香港企業の定義について交渉が難航したと思われる。その後、2003 年 3 月まで、CEPA の進展は報じられなかった。

2. 中港 CEPA に関する香港域内の政治的背景

香港の FTA に対する消極姿勢が転換した背景には、政治主導権が官僚から財界へ移動したことも考えられる。返還前、香港では立法府に対する行政府の優位が目立ち、最高権力者たる総督はパッテンを除き、多くは植民地・外務官僚⁸³⁾であった。行政府高官は英資財閥から政治任用された一部の例外を除き、香港政庁生抜きの官僚が占めた。返還後、総督に代わる SAR 行政長官には財界出身の董建華が任命され、政務司に次ぐ財政司・律政司の政治任命や、高官問責制導入（2002年）＝局長⁸⁴⁾政治任命の制度化も行い、財界人登用をさらに容易にした。

香港経済は中国大陸と海外との中継機能に支えられている。そのため、香港政府は PRC 中央政府と主要先進国の両方に配慮する必要がある。米国系投資銀行勤務経験を持つ梁錦松⁸⁵⁾の登用など、董建華政権にも海外への配慮は見られた。だが経済の中国大陸シフトは政治にも影響を及ぼす。金融業では華資財閥が劣勢で、華資銀行は中堅クラスにとどまり、多国籍銀行と競争して国際金融センター香港を活用するよりも、中国大陸への進出に利益を見出す傾向が強い。繊維産業は工場の大陸移転など経営努力により、香港域内が高コスト化した現在も地場製造業に大きな比重を占め、経営者には董建華と同じ上海系も多い。田北俊（自由党主席、元行政会議非官守議員）や唐英年（自由党員、前工商・科技局長・現財政司）らを始め、選挙委員会に有力勢力⁸⁶⁾をもつ。財閥による中国大陸投資も大きい。香港総商會が報告書で対中国大陸 FTA の必要性を挙げた業界は、まさにこの銀行業、投資関連、繊維産業であった⁸⁷⁾。また弁護士、会計士、設計士も選挙委員会に勢力を形成し、GATS 上の FTA から直接恩恵を受ける。香港政治の財界シフトが、香港経済の中国要素増大を反映した政策（CEPA）形成過程を作ったと言えよう。

ただ、香港財界が香港政治を掌握しても、その経済政策が香港基本法の制約により一定の制約を受けていることも事実である。特に経済不況期におけるケインズ的な景気対策は難しい。一方で董建華は 2002 年に行政長官選挙を控えていた。そのため不況対策の提示が必要であったが、政策手段が限られた域内経済政策ではなく、CEPA という対外経済政策の要望が出たことは董建華にとって渡りに船であったとも思われる。

3. 市民利益と統合

香港財界は香港企業への大陸市場先行開放という PRC 中央による利益供与を期待し、香港域内サービス市場自由化など、FTA の自由化・競争促進効果に留意しない。香港 SAR 政府も CEPA による財界の利益の擁護だけではなく、中国大陸との経済交流の進展における市民⁸⁸⁾利益に十分配慮しているのか疑問に思える。財政司司長梁錦松は、2002 年前半に CEPA に関する市民・業界団体の意見徴集を行ったが公表しないと発言をした⁸⁹⁾。香港中文大学アジア太平洋研究センターの調査では、香港市民は CEPA 肯定だが具体的内容への理解に乏しいとされている⁹⁰⁾。欧米では経済統合が競争力の強い大企業に有利な環

表9 当該年に中国大陸中国大陸で就労した香港人

年	1988	1989	1992	1995	1998
人数	52,300	45,600	64,200	122,300	157,300

(出所) 「在中國内地居住的香港居民」香港 SAR 規劃署、2001年9月。

境を作る一方で、競争促進がリストラに伴うレイオフを誘発する危険も指摘し得る。だが労働規制の緩い香港では非競争産業でもレイオフが頻繁に行われている。一方で競争による価格低下や品質向上は消費者としての市民の利益にかなう。つまり香港ではFTAによる競争促進は市民利益へ貢献する側面が大きい。ところが、物価が安い深圳との競争に苦しむ香港域内の小売業者は、香港市民が買い物のため深圳へ行く意欲をそぐため、従来交通費⁹¹⁾だけ必要だった深圳との往来へ課税(陸路出境税)を要望した。当初、政府は取合わなかったが、最近の財政難から増税の一貫として検討され始めた⁹²⁾。これは市民利益を無視するだけではなく、CEPAや深圳との通行の簡便化とも矛盾する。

また、陸路出境税は消費者の他、広東省へ「北上」する労働者としての香港市民にも負担を強いる。香港の景気悪化が始まった1995年以降、「北上」就労者は大きく増加した。だが中国大陸登記会社へ就職・出向すると、所得には中国大陸の累進課税税制が適用されるため、名目上同額でも一定かつ低税率な香港より実質所得は減る。中国大陸に居住する香港人4万1300人(2001年度現在)は広東省(全体の94%)、中でも東莞(同34%)・深圳(20%)に集中する⁹³⁾。アンケート調査に基づき政府は今後5年以内に7万5700人、今後10年以内に17万2000人が移住すると推計している。複数の不動産会社も同様の調査を行い、今後10年の間に88~100万人が中国大陸での居住を希望すると予測する⁹⁴⁾。これらの「北上」移民の動機には就業機会のほか、生活費の節約も含まれる。香港が民主的なら、こうした状況では陸路出境税構想を打出し難いはずである。

今後こうした傾向が続くなら、香港人定住者が多い深圳市や東莞市では、その子弟教育のため香港人学校を建設する必要も出てこよう。「台商子弟学校」が既に台湾企業協会によって設立され、台湾系の他、日系など外資系企業に勤務する台湾人の子弟も受入れている⁹⁵⁾。だが香港企業には財政的に余裕のない中小企業が多く、香港人定住者の33.4%が月収1万香港ドル(約15万円)以下⁹⁶⁾であるため、香港人学校には政府資金が必要である。しかし現地政府による拠出は考え難く、香港SAR政府に期待せざるを得ない。

香港SAR政府が真に香港市民の利益を代表するのであれば、越境する香港人の活動や生活を支援しなければならない。すでに締結された二重課税防止協定⁹⁷⁾の他、教育、住宅政策など従来香港で提供されてきた政府サービスの域外実施や、それに必要な深圳市や東莞市での拠点を設置することも検討するべきではないだろうか⁹⁸⁾。

4. 小 結

中港CEPAの重点はPRCのWTO加盟対策であり、財界はその早期締結を望む。だが、香港サービス市場開放も必要であり、また中国市場の先行開放による利益を享受する香港

企業の定義など、難題も多く、交渉は難航も予想される。中港 CEPA における香港財界の意向の強い影響には、香港財界による香港政治の事実上掌握が背景にある。返還後も香港の官僚は欧米の視点やグローバリズムを意識していた。中港 CEPA の締結には経済上の中国大陸要素増大に加え、これら政治的变化も必要であった。

問題は財界の利益が優先され、FTA における市民利益を無視する傾向が香港 SAR 政府に見られることである。香港での競争促進や陸路出境税の撤回以外に、中国大陸で就労・居住する香港人の増加に対応した政策が求められる。市民利益のために、あえて「兩制」の枠を超える必要も検討されるべきではないだろうか。

終わりに

中港 CEPA 自体は一国兩制の維持を前提とすることを公式な原則としている。だが「兩制」は経済政策に関しても、香港の自主性や中国大陸との隔離を徹底せず、あくまで、PRC 中央と香港財界の協議による返還前の政治経済体制の現状維持と安定が必要とされ、その認識に基づいた合理性によって「一国兩制」のあり方が決められてきた。

中港 CEPA そのものは、PRC の WTO 加盟による優遇処置の代替政策の色彩が強く、長期的な統合を視野に入れていない。しかし、現行の香港 SAR 基本法の下においても、香港と中国大陸は FTA 段階の CEPA だけではなく、相互流通を公式に認める形での通貨同盟も可能である。人民元のハードカレンシー化以後においても、張五常が言うような人民元への吸収統合は法的に問題がある。だが、東アジア通貨協力が進展した場合、中華圏における通貨協力が不十分と認識される可能性がある。また、将来、香港ドルの存続を香港自ら放棄するべきとの主張が増える可能性もある。本稿では現行 SAR 基本法を所与条件としたが、香港域内や海外が基本法改正を受入れる、あるいは期待する状況へと変化した場合、本稿での検討は、やり直す必要が出てくるかもしれない。

今後、ビジネスチャンスの拡大目指す香港華人財閥と、台湾の囲込みや東アジア地域主義の主導権確保を目指す PRC 中央政府との意向だけで、中華経済圏の制度化・統合が進む可能性がある。特に香港には事実上、競争政策が存在せず、李嘉誠の財閥による寡占も進んでいる。だが、香港には東アジア枠組みへの参加も必要なはずである。日本を含め、各国は WTO での協議や同枠組みにおいて、こうした弊害を除去することが求められよう。

これまでの一国兩制は民主主義の欠如のため、経済政策においても市民利益には十分な配慮がなされていない。本稿は香港と中国大陸の間で統合が成立する前提を、PRC 中央が中国大陸の都合を香港に押付けるばかりではなく、香港側に統合の意志があることを挙げた。確かに現在の交渉中の CEPA は、香港 SAR 政府の提案に基づくものだった。

だが、香港財界とその意向を受けた香港 SAR 政府だけで、香港の民意を確かめず、香港側の意志を認めても良いのだろうか。香港の民意が統合に反対するとは限らない。現

在、香港 SAR 政府は本来の経済統合の意義や市民利益を無視した政策を検討している。だが市民利益を考慮すれば、むしろ、香港人の中国大陆への移動によって、所得への課税問題や福祉、子弟の教育などの社会政策において、両制を越えた協力や政策統合も必要になるのではないだろうか。

仮に従来の経済中心の「両制」が後退すれば、自治権の強化や民主化による「両制」の政治的側面で補填すれば良い。2007年以降、香港 SAR 長官や立法会の全面的な民選化を行うことも可能である。民主化は中央政府の人事権を弱める恐れもあるが、経済統合による一国両制の形骸化を防ぐことができる。また、今後、経済統合の弊害を是正し、市民利益を確保するよう香港 SAR 政府に圧力をかける効果も期待できる。重要なのは、「一国両制」の重点が「一国」または「両制」のどちらにあるかではなく、「一国両制」や統合が誰のために行われるかではなからうか。

(注)

- 1) 本稿では新機能主義（国際政治学）や B. バラッサの経済統合理論など国際関係学上の「統合」を念頭におく。なお、政治統合は、国家の政治的機能や政府機構の統合を指す。一方、国民統合とは社会統合の一種であり、国家機能の統合とは異なる概念である。
- 2) 「亚太自由貿易區發展對香港的影響及對策探討」『中銀月刊』（香港）2001年3月号を参照。
- 3) 香港中文大学教授、香港 SAR 政府中央政策組 非常勤顧問。
- 4) 宋恩榮『香港與華南的經濟協作』商務書館（香港）1998年、155-156 ページ。同「中港經濟發展策略」劉兆佳編『香港 21 世紀藍圖』中文大學出版社、2000年、95 ページでも同じ見解が繰り返されている。
- 5) 香港では、中国大陆を「内地」と呼ぶことが多い。
- 6) 楊力宇「鄧小平對和平統一的最新構想」『七十年代月刊』1983年8月、19 ページ。
- 7) 連邦制の原形はスイスの国家連合にあるが、連邦制への移行はアメリカ合衆国が最初である。
- 8) 中央政府が対外主権を専轄しなければ連邦ではなく国家連合とされ、主権国家ではない。
- 9) 全国人民代表大会が立法したものを「基本法」、同常務委員会によるものを「法律」と呼ぶ。
- 10) 「一個國家、兩個制度」中共中央文獻編纂委員會『鄧小平文選 第三卷』人民出版社（北京）、1993年、59 ページ。
- 11) 詳細は、香港知識產權局 Web サイト「香港的知識產權」の「專利」（特許）の項目を参照（http://www.info.gov.hk/ipd/b5/information/publication/ip/iphk_c.htm#pat）。
- 12) 同 15 条。行政長官が指名した後、中央政府が任命する官僚は同第 48 条 5 項に規定されている。
- 13) 「中国大陆和台湾和平統一的設想」『鄧小平文選 第三卷』、30 ページ。
- 14) その好例が連邦内共和国への経済主権の付与が連邦崩壊につながったユーゴスラビアである。
- 15) PRC 中央政府と香港華資財閥との関係については、竹内孝之「香港における財閥と政治の関係」『同志社政策科学研究』第 4 巻第 1 号、2003 年 を参照。
- 16) 詳細は中園和仁『香港返還交渉：民主化をめぐる攻防』国際書院、1998 年、161 ページを参照。
- 17) 前掲書、第二章第二節「イギリスの植民地統治」を参照。
- 18) WTO におけるスポンサーシップ加盟と香港については、以下を参照。竹内孝之「兩岸經濟統合における政治的意義と障壁」『現代中国 第 75 号』現代中国学会、2001 年。
- 19) EU でも、この政治分野では欧州政治協力（EPC）に留まっている。
- 20) たとえば、東西ドイツ統一（1990 年 8 月）直前の統合（1990 年 5 月）。
- 21) 「一地兩檢」は羅湖ゲート（人専用）同様、香港・大陸双方の出入境審査施設の併設であり、審査手続きの一本化や出入境管理機構・記録の統合ではない。皇崗ゲート（車両専用）へ導入予定。
- 22) 中国語では「内地與香港特別行政區商貿聯繫委員會」。
- 23) 第 1 回（1999 年）第 2 回会議（2000 年）では「プロジェクト委託および労務輸出管理」委員会。大陸の提案で改名（香港 SAR 政府公報「内地與香港特別行政區商貿聯繫委員會舉行第三次會」2001 年 12 月 5 日）。
- 24) 『聯委會第一次會議紀要』および同付属文書「關於内地與香港特別行政區建立商貿聯絡機制的方案」を参照。
- 25) 「司」は、日本の中央官庁の「局」に相当。

- 26) 「内地與香港特別行政區商貿聯繫委員會貿易小組第三次會議紀要」。
- 27) 鄭宇碩・岳經綸『香港與兩岸互動及其相互影響：香港回歸兩年來的觀察與評估』遠景基金會（台北）、42 ページ。
- 28) 前掲、44 ページ。および朕麗君「突破粵港經濟合作困局」饒美蛟・陳廣漢『新經濟及兩岸四地經濟合作』商務印書館（香港）2002 年、245-247 ページ。ただし、同税は 2003 年 7 月の大規模デモの後、保留とされた。
- 29) 『毎日新聞』2000 年 3 月 17 日。
- 30) 「中共將東協合組自由貿易區」『工商時報』（台北）2001 年 11 月 3 日。
- 31) APEC は経済統合の枠組みとは言えない。
- 32) 当初の APEC は「会議」（conference）だが、1993 年に「協力組織」（co-operation）となった。
- 33) 2000 年 11 月の ASEAN 会合において、ASEAN+3-FTA の検討が決まった。
- 34) 山澤逸平「アジア太平洋地域主義と日本の戦略」『国際問題 No. 494』日本国際問題研究所、2001 年 5 月、7-9 ページ。
- 35) 「亞太自由貿易區發展對香港的影響及對策深討」『中銀月刊』（香港）2001 年 3 月号。
- 36) 前掲「亞太自由貿易區發展對香港的影響及對策深討」および宋恩榮『香港與華南的經濟協作』商務書館（香港）1998 年、155-156 ページ
- 37) 毎日新聞 2000 年 3 月 17 日、および「在亞洲地區之進展情形」（台湾經濟部國際貿易局 Web サイト http://www.trade.gov.tw/region_org/region_9/region_06.htm）。ただし、CEPA が報道された後、香港とニュージーランドの FTA 構想は再浮上したようである。
- 38) 李登輝『台灣的主張』遠流（台北）1999 年、204 ページ。
- 39) 「入會後 我優先與紐西蘭簽署自由貿易協定」『工商時報』（台北）2001 年 11 月 3 日。
- 40) 民進黨美麗島系や中間派閥の考え方で「強本西進」と呼ばれる。詳細は 竹内孝之、前掲論文を参照。
- 41) 2001 年 7 月 13 日の王暉 PRC 対外貿易協力部台港澳司長の発言。
- 42) 「特首向中央嫌疑 内地香港設自貿區」『文匯報』（香港）2001 年 11 月 29 日。
- 43) 1947 年 GATT 第 26 條 5 項 c。
- 44) 「國台辦：兩岸三通緝無需借助 WTO 架構解決」『工商時報』（台北）2001 年 11 月 1 日。
- 45) 「朱鎔基：繼續優惠港商」『明報』（香港）2001 年 11 月 11 日。
- 46) 「國務院關於實施西部大開發若干政策實施的通知」2000 年 10 月 26 日。
- 47) 「自貿區：中央拍版研設」『文匯報』（香港）2001 年 12 月 20 日。
- 48) 特惠関税協定（PTA）を含める場合もあるが、GATT/WTO の規定では許容されない。途上国間では例外的に可能だが、原則的に一時的なものに過ぎない。
- 49) B. パラッサ（中島正信訳）『経済統合の理論』ダイヤモンド社、1963 年、358 ページ。
- 50) GATT/WTO では主権国家の他、独自の関税制度および関連する経済政策などで十分な自治権を有する地域の加盟を認めている。当初、想定された植民地の加盟は独立と同時に行為れ、実際の例は中華圏の 3 地域（台湾、香港、マカオ）しかない。詳細は、竹内、前掲論文を参照。
- 51) 基本法の正文では、PTA の“A”について、“Agreement”（協定）ではなく、“Arrangement”（中国語では「按排」）と記されている。中港 CEPA の“A”も同様に“Arrangement”である。
- 52) 香港の伝統的輸出品である繊維製品への配慮と思われる。
- 53) 宋恩榮、前掲書、155-156 ページ。もしくは同「中港經濟發展策略」劉兆佳『香港 21 世紀藍圖』中文大學出版社（香港）、2000 年、95 ページ。
- 54) 胡鞍鋼「建立中國香港日本韓國三國四方自由貿易區 FTA 設想」『宏觀經濟觀察』（中国江蘇省）、2001 年、第 2 期 A (http://www.zjzw.net/old/0102a/new_page_18.htm)。
- 55) 日本、韓国、オーストラリア、NZ の他、主要 EU 加盟国など。米国とは未締結。一覽は、香港 SAR 律政司國際法律科 Web で閲覧可能 (http://www.justice.gov.hk/table2_c.htm)。
- 56) 「自貿區最快明年設立」『文匯報』（香港）2001 年 12 月 19 日。
- 57) 香港の主要 4 経済団体（他、香港中華總商會、香港中華廠商聯合會、香港工業總會）のうち、外資、地元資本や企業規模の大小を問わない香港で最も包括的な企業団体。
- 58) 香港總商會『從商界角度看 中國加入世貿對港商的影响』中文版、2000 年、12 ページ。および同「附件三 中國内地與香港特區訂立地區性貿易協定的可能性」。
- 59) 「香港内地宜自由貿易區」香港『文匯報』2001 年 11 月 23 日。
- 60) 「江澤民：中央將助港脱困」『文匯報』（香港）2001 年 12 月 20 日。「中央謀強化港經濟地位」『文匯報』（香港）2001 年 12 月 20 日。
- 61) 『香港 2000』香港特別行政区政府新聞出版処、326 ページ。
- 62) 各国中央銀行の上位にある超国家機構。
- 63) 香港 SAR 基本法は香港の財政独立（第 106 条）、香港ドルの継続発行・流通および準備金制度（第

- 111 条) や同制度の担い手である外為基金の役割 (第 113 条) を規定しているため。
- 64) Nigel Holloway, "Paradise Lost: Friedman predicts China will scrap Hong Kong dollar", *Far Eastern Economic Review*, February 23, 1995, p. 55.
 - 65) 「編修市誌搶救一批珍貴重資料 “特區貨幣” 史實際公諸于世」『晶報』(深圳) 2002 年 5 月 15 日。
 - 66) 中国銀行の香港法人、中国銀行(香港)の一部株式は市場放出され、同行の 100% 所有ではない。
 - 67) 「張五常: 棄港元用人民幣」『香港經濟日報』2001 年 11 月 15 日。張五常は著名な新制度主義経済学者。80 年代前半に中国大陸の市場経済化を予測した。
 - 68) 「港可離岸人民幣中心 李國寶: 20 年内港人全部使用人民幣」『香港商報』2002 年 6 月 3 日。
 - 69) Shu-ki Tsang "From 'One Country, Two Systems' to Monetary Integration?", HKIMR Working Paper No. 15, 2002 (HKIMR とは香港金融管理局所轄の香港金融研究中心の略称)。
 - 70) マカオパタカが対香港ドルベッグしており、人民元との統合だけなら決済単位は不要。
 - 71) ただし香港 SAR 基本法第 113 条(準備金を預かる外為基金に言及)に相当する規定がない。
 - 72) 岩田一政「ケインズの経済学: 対外的インプリケーション」『フィナンシャル・レビュー』大蔵省財政金融研究所、1998 年 3 月(現・財務省 Web サイト <http://www.mof.go.jp/> より入手)。ただし岩田氏は、中国大陸のインフレ問題のため、人民元の対米ドルベッグは困難と述べている。
 - 73) 肅志成『多元貨幣論: 兼論 “一國兩制” 下的貨幣理論與策略』澳門基金會、1999 年、78 ページ。
 - 74) 田中素香『ユーロ: その衝撃とゆくえ』岩波新書、2002 年、97 ページ。ただし旧フランス植民地の CFA フラン圏で複数国に跨る中央銀行が設置されている例もある。
 - 75) FTA 提案の直前まで任志剛が FTA 反対を表明していた。
 - 76) 「中央全力支援澳府設政三地小組研自貿區問題」『新華澳報』2001 年 12 月 27 日。
 - 77) 「内地與香港更緊密經貿關係安排正式啓動磋商」香港 SAR 政府新聞公報、2002 年 1 月 25 日(中国語版) および "Formal Consultations on Mainland/HK Closer Economic Partnership Arrangement starts", Hong Kong SAR Government Press Release, January 25, 2002 (英語版) より。
 - 78) Christopher Cheng "Regional Trade Agreement with Mainland, not Preferential Treatment" January 2002 (http://www.chamber.org.hk/wto/rta/rta_by_cc.asp)。
 - 79) 鄭維志(香港総商会主席)「中港自由貿易協議内容探析」2002 年 1 月 (www.chamber.org.hk/wto/rta/analysis_chn.asp)。
 - 80) 「内地與香港更緊密經濟關係安排」記者會談話内容」香港 SAR 政府新聞公報、2002 年 3 月 27 日。
 - 81) 「内地與香港更緊密經濟關係安排」第三次高層磋商將在北京舉行」政府新聞公報、2002 年 5 月 31 日。
 - 82) 「内地與香港更緊密經濟關係安排」第三次高層會議延期舉行」政府新聞公報、2002 年 6 月 5 日。
 - 83) 1970 年の英国外務連邦事務省成立後は外交官出身者のみ。それ以前は植民地省出身者が多い。
 - 84) 公務員事務局局長だけは官僚からのみ任命され、退任後も官僚に復職することができる。
 - 85) ただし、梁錦松は董建華の父、董浩雲が主催した海上大学で選抜された学生であった。財政司として自動車登録税の増税を知り、その前に乗用車を購入したと疑惑を受け、2003 年 7 月に辞職した。
 - 86) 繊維産業自体の業界団体以外に、工業の団体に属する者もいる(例: 唐英年)。
 - 87) 香港総商会、前掲書、26・45・110 ページ。
 - 88) 「市民」とは消費者と労働者の 2 面を持ち、生産者・雇用者たる企業と利害を異にする人民を指す。
 - 89) 「立法會第六題: 内地與香港更緊密經濟關係安排」香港 SAR 政府公報、2002 年 10 月 23 日。
 - 90) 「市民對兩地經貿安排認識少」『文匯報』2002 年 11 月 17 日。
 - 91) 10~20 万人/日が通行する羅湖ゲートの出入境審査設備拡充は多額の投資が必要とされるが、香港側唯一の交通手段 KCR East (九廣鐵路東鐵) 羅湖駅乗降には割増運賃が設定済である。KCR 社は公有。
 - 92) 2003 年 7 月の大規模デモの後、棚上げされた。
 - 93) 『主題性住戸統計調査: 香港居民在中國内地居住的情況及意向』香港 SAR 規劃署、2001 年 12 月 (http://www.info.gov.hk/planning/p_study/comp_s/th_s/chi/THS_Main_Chi.htm)。
 - 94) 「在中國内地居住的香港居民」香港 SAR 規劃署、2001 年 9 月 (http://www.info.gov.hk/hk2030/hk2030content/wpapers/wpaper_8/c_wpaper8.htm)。
 - 95) 関満博『世界の工場: 中国華南と日本企業』新評論、2002 年 5 月 15 日、356 ページ。
 - 96) 「在中國内地居住的香港居民附件 B: 在内地居住香港居民的資料」香港 SAR 規劃署、2001 年 9 月。
 - 97) 1998 年に「中国内地と香港 SAR による所得への二重課税防止処置」(中国内地と香港特別行政區關於對所得避免雙重徵稅的安排)が締結されている。
 - 98) 香港の公立プリンスウエールズズ病院と連携している香港中文大学医学院が、深圳羅湖医院との間で同院内に「香港中文大学羅湖医院」を設ける協定を締結した。将来的には、香港の公立病院と同等の待遇を実現し、香港住民に対する無料医療の提供を行う事を目指している(「深迎來首個 CEPA 醫療合作項目」『文匯報』2004 年 1 月 8 日)。

(たけうち・たかゆき 日本貿易振興機構・アジア経済研究所)

E-mail: takayuki_takeuchi@ide.go.jp